

2022年3月14日

お客様 各位

四 国 労 働 金 庫

預金規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

＜四国ろうきん＞では2022年4月1日より普通預金等口座における解約手続について、当金庫が認めた場合は届出印の押印を省略可能とする取り扱いを開始するため、下記のとおり預金規定を変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

※最新の預金等利用規定については、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■変更の内容

普通預金等口座における解約手続について、当金庫が認めた場合は届出印に代えて署名によるお手続きが可能である旨を追加いたします。

- 12.（解約等）

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店または当金庫本支店に申出てください。

（中略）

(3) 前記(1)における印章による押印は、個人である預金者本人の手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに代えることができます。

（以下略）

* 「普通預金規定」を用いて例示していますが、以下の対象預金規定においても同様の変更を行います。（※条項番号は、各預金規定により異なります。）

■ 対象の預金規定

普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、普通預金（通帳不発行口座）に関する特約、貯蓄預金規定、期日指定定期預金（ワイド定期）規定、自由金利型定期預金〈M型〉（スーパー定期）規定、変動金利定期預金規定、エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定、エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定、エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定、エース預金「確定日型（ワイド型）」規定、エース預金「確定日型（スーパー型）」規定、エース預金「年金型（ワイド型）」規定、エース預金「年金型（スーパー型）」規定

■ 適用開始日

2022年4月1日（金）

以 上